

【シンガポール事務所】COVID-19にかかる所管国の対応状況（2020年11月30日10:00現在）

※表中の括弧書きの日付は発表日

国名 感染者数等	出入国規制	その他（国内対策等）
<p>インドネシア</p> <p>・感染者： 534,266名</p> <p>・死亡者： 16,815名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●労働許可証保有者等の一部を除く外国人の入国禁止（3月31日） ●8月20日から中国との間でビジネス渡航を再開（8月20日） ●※7月29日にUAE、8月17日に韓国との間でビジネス渡航を再開済 ●バリ州が、9月11日から予定していた海外観光客受入れを当面延期（8月22日） ●ビジネス関係者等を中心に、査証及び滞在許可発給を再開（10月11日） ●10月26日からシンガポールとの間で、重要なビジネス及び公的な目的に限り、往來を再開することに同意（10月12日） ●日本との間で、短期出張を行うビジネス関係者等の往來再開に向けた協議を開始することに同意（10月20日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●5月29日以降も緊急事態宣言を延長（5月27日） ●ジャカルタ特別州は、無症状感染者の自宅での自主隔離を一定条件下で許可（10月1日） ●ジャカルタ特別州で、10月12日に営業再開した映画館の収容制限を25%から50%に緩和（11月4日） ●ジャカルタ特別州※は、大規模な社会制限を一部緩和し、10月12日から実施中の「移行期間」を、12月6日まで延長（11月22日） ●※同州では、4月10日に大規模な社会制限を開始し、6月5日～9月13日に「移行期間」として一部制限を緩和したが、9月14日から一旦規制強化した後、10月12日から再び「移行期間」として一部制限を緩和していた。 ●ジャカルタ特別州周辺の一部地域で実施されている大規模な社会制限（学校休校、娯楽施設の閉鎖、在宅勤務の実施）の延長（11月26日）
<p>カンボジア</p> <p>・感染者： 315名</p> <p>・死亡者： 0名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●タイとカンボジアの国境が貨物を除き閉鎖（3月22日） ●ビザ免除措置、観光ビザ及び到着ビザの発給停止を無期限延長（4月16日） ●全入国者に到着時のPCR検査と14日間の隔離を実施（5月20日） ●6月11日以降に入国する外国人の防疫措置に係る費用（検査費、指定施設滞在費等）は自己負担と発表（6月11日） ●6月19日から一定の条件下でビジネス関係者、学生等を対象にベトナムとの国境旅行制限を撤廃（6月23日） ●8月1日からマレーシアとインドネシアからの航空便の着陸を当面停止（7月27日） ●8月13日からフィリピンからの航空便の着陸を当面停止（8月11日） ●9月8日から日本との間で長期滞在者の往來を再開（9月1日） ●日本を含む6か国及びEU加盟国から入国する渡航者について、滞在期間14日以内の重要なビジネス目的に限り入国時の隔離を免除（11月18日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●プノンペン市が、クラブやカラオケをレストランに改造しての営業再開を許可（7月8日） ●一定の条件下で、映画館を再開（8月7日） ●一定の条件下で、9月11日からモスクでの金曜礼拝を再開（9月5日） ●一定の条件下で、全国の大学を再開（10月12日） ●11月2日から一定の条件下で、全国の幼稚園・保育園、小中学校を再開（10月27日） ●カンボジアを訪問したハンガリー外相が陽性であった事を受けて国内で実施中の感染拡大措置の一部を緩和*（11月19日） ●※11月8日から閉鎖されていたプノンペン等の学校及び全国の映画館・美術館等の再開等を許可 ●市中感染発生を受け、11月30日から全国の学校を閉鎖（11月29日）
<p>シンガポール</p> <p>・感染者： 58,213名</p> <p>・死亡者： 29名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●6月2日から一定の条件下でのトランジットを再開（5月20日） ●8月10日からマレーシアとの間で、一部対象者（重要な商用・公務目的の渡航者、長期就労ビザ保有者）の両国間の移動を再開（7月14日） ●タイとの間で、渡航再開に向けた協議を開始する旨を発表（8月26日） ●一部の政府・企業等幹部の海外出張について、一定の条件下で帰国後の隔離免除を試験的に実施（9月23日） ●9月30日から日本との間で長期滞在者の往來を再開（9月25日） ●ドイツとの間で、重要なビジネス及び公的な目的に限り、往來を再開することに同意（10月23日） ●11月18日から、入国前14日以内に低リスク国（*¹2記載の国）以外の国への渡航歴がある者（国民、永住権者除く）に陰性証明書（3日以内）の提示を義務化（11月10日） ●11月22日から開始予定だった香港との「エアトラベルバブル」（相互観光往來の再開）を2週間延期（11月21日） ●11月29日から、入国前14日以内にトルコ、フィンランドに滞在した渡航者の隔離場所を自宅等から指定施設に変更（11月26日） <p>【参考：隔離及びビジネス往來の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●*¹入国前にブルネイ（9月1日から）、ニュージーランド（9月1日から）、豪州（10月8日から、ビクトリア州は11月6日から）、ベトナム（10月8日から）、中国本土（11月6日から）で14日間滞在していた渡航者について、PCR検査等を課した上で入国後の隔離を免除 ●*²入国前にマカオ（9月1日から）、台湾（9月1日から）、香港（10月15日から）で14日間滞在していた渡航者を自宅等で入国後7日間隔離 ●*³11月4日から入国前に韓国、スリランカ、タイ、フィジーで14日間滞在していた渡航者を入国後14日間自宅等で隔離（隔離期間中は政府が支給する電子追跡デバイスを常時着用（12歳未満は免除）） ●*⁴上記*¹～*³以外の国（日本を含む）からの渡航者を入国後14日間施設隔離 ●*⁵中国（上海等6都市・省）（6月8日から）、ブルネイ（9月1日から）、韓国（9月4日から）、日本（9月11日から）、インドネシア（10月26日から）との間で、重要なビジネス及び公的な目的に限り往來を再開 	<ul style="list-style-type: none"> ●外出時のマスク着用を義務化（4月14日） ●6月2日から3段階に分けて行動規制を緩和してく方針を発表。6月2日から始まるフェーズ1では、小売店や一部のサービスを除き、感染可能性の低い業種の事業所や学校を段階的に再開（5月19日） ●6月19日からフェーズ2に移行し、一定の条件下での外食や小売業再開、5人までの集会等を許可。また、6月29日から学校（高等教育機関除く）を完全再開（6月15日） ●7月1日から一定の条件下で図書館を再開（6月24日） ●7月1日から一定の条件下でカジノ、テーマパーク等を再開（6月28日） ●国内のホテルに対し、国内宿泊客受入を許可（7月15日） ●エレベーター及び同乗降ロビーにおけるソーシャルディスタンスの免除、9月1日から公共スペースでの屋外エクササイズクラスの再開等を発表（8月21日） ●9月1日から図書館を本来の開館時間に変更（8月28日） ●10月1日から政府の承認を受けた上で、参加者上限250人等の一定の条件下でMICEを試験的に許可（9月7日） ●接触者追跡デバイスの全住民への配布を発表（9月11日） ●9月18日から政府の承認を受けた上で、観光施設の収容人数上限を現行の25%から50%まで引上げを許可（9月16日） ●9月28日から事業所に対する規制緩和（全職員の半数まで出勤を許可等）を行うほか、映画館及び一部の宗教施設、結婚式の上限人数を10月から順次引き上げ（9月23日） ●年末までに、フェーズ3（集会等の上限人数引き上げ等の規制緩和を含む）へ移行する方針を発表（10月20日） ●12月以降、一定の条件下で、バー、カラオケ等の娯楽施設の営業を試験的に順次再開（11月6日） ●12月以降、政府への申請等一定の条件下で、試験的に実施しているライブ公演等の収容上限を250人に引上げ（11月13日）
<p>タイ</p> <p>・感染者： 3,977名</p> <p>・死亡者： 60名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●7月1日から労働許可証保有者、外国人学生等に入国を認めるとともに、各種防疫措置等*を実施（6月30日） ●※入国時に陰性証明書（3日以内）及び入国承認状を提示。入国後、14日以上施設隔離と2回のウイルス検査を実施。 ●7月3日から国際線航空機の離発着制限を緩和（7月2日） ●シンガポールとの間で、渡航再開に向けた協議を開始する旨を発表（8月26日） ●ABTC（APEC域内を頻繁に出張するビジネス関係者に発行される特別なカード）保持者の入国を許可（9月28日） ●10月20日からプーケット等での外国人観光客の受入を再開（10月10日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●6月15日から全土の夜間外出禁止措置を解除（6月12日） ●7月1日から学校を再開（6月27日） ●7月1日から一定の条件下で、娯楽施設を含むほぼ全ての施設（闘牛、闘魚等を除く）を再開（6月30日） ●2021年1月15日までCOVID-19対策の非常事態宣言の延長を決定（11月23日）
<p>フィリピン</p> <p>・感染者： 429,864名</p> <p>・死亡者： 8,373名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●全在外公館において査証発給を一時的に停止するとともに、ビザ免除措置を一時的に停止（3月19日） ●8月1日から、一定の条件の下で移民ビザ（永住権）保有者の入国を許可（新規ビザ発行停止は継続）（7月21日） ●10月21日から、一定の条件を満たしたフィリピン人について、旅行目的の海外渡航を許可（10月15日） ●11月1日から開始されていた、特定の条件を満たした外国人ビジネス関係者等の入国許可措置の対象を拡大（11月20日） ●12月7日から、一定の条件の下で、在外フィリピン人の外国人配偶者、子等の入国を許可（11月26日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●フェイスシールドについて、空港、公共交通機関、職場から範囲を広げ、商業施設等屋内の公共施設でも着用を義務化（8月20日） ●災害事態宣言を2021年9月まで延長（9月18日） ●マニラ首都圏などの一部地域で18業種の企業活動の制限を解除（10月2日） ●ショッピングモール等での集客イベントの許可など、感染拡大防止策を一部緩和（10月15日） ●11月28日から、フィリピン国内の空港を使う全ての旅客に対して、政府が指定する追跡アプリの使用を義務化（10月27日） ●11月19日から30日まで、三段階のコミュニティ隔離レベルの対象地域を見直した上で隔離措置を継続（11月19日）

<p>ブルネイ</p> <p>・感染者： 150名</p> <p>・死亡者： 3名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●住民は特別な理由がない限り、出国禁止（3月16日） ●外国人の入国禁止（トランジット含む）（3月23日） ●シンガポールとの間で、重要なビジネス及び公的な目的に限り、往來を再開することに同意（9月1日） ●10月8日から日本との間で長期滞在者の往來を再開（9月25日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●8月3日からモスク、その他の宗教施設等の活動範囲を拡大（7月22日） ●8月17日から再開済みの小、中、高校等の教育機関、飲食店、スポーツ施設、博物館等の活動範囲を拡大（8月13日） ●9月7日から再開済みの高齢者向け施設の活動範囲拡大及び350名までの集会を許可（9月3日） ●9月28日から再開済みのゲーム施設、水泳用プール等の活動範囲を拡大（9月24日）
<p>ベトナム</p> <p>・感染者： 1,343名</p> <p>・死亡者： 35名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●日本に対するビザ免除措置を停止（3月19日） ●ラオス、カンボジアとの国境を閉鎖（3月31日） ●7月1日以降、日本を含む80か国へのビザ発行を決定（5月26日） ●9月15日から東京、広州、台湾、ソウル、同22日からプノンペン、ビエンチャンへの航空便を週2回上限で再開（外交官や特定職種及び帰国する国民等に限る）（9月15日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●ハノイ市は感染拡大防止策（マスク着用、デマ情報を投稿しないこと等）に違反した者への罰則を導入（4月4日） ●ホーチミン市では、8月5日から、公共の場におけるマスク非着用者への罰則を導入（8月4日） ●ハノイ市ではバーやカラオケ、歩行者天国の再開など、感染拡大防止策を一部緩和（9月16日） ●ダナン市では、9月25日から、一時停止していた全活動について、感染予防策を実施した上で、平常通りの営業を再開（9月24日）
<p>マレーシア</p> <p>・感染者： 64,485名</p> <p>・死亡者： 357名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●7月24日以降に入国する全ての者に、入国後の14日間の施設隔離及びウイルス検査を実施（7月23日） ●8月10日から、シンガポールとの間で新たな枠組みによる一部対象者（重要な商用・公務目的の渡航者、長期就労ビザ保有者）の往來を再開（8月9日） ●9月8日から日本との間で長期滞在者の往來を再開（9月1日） ●9月7日から感染者数が15万人を超える国からの外国人（長期滞在ビザ保有者含む）の入国を禁止（9月4日） ●国民及び永住権保有者の外国人配偶者と子供を対象に長期滞在ビザ未保有者の入国申請を許可（9月14日） ●9月21日から、事前の入国許可申請を免除されていた一部の駐在員等にも義務付ける一方、一時出国・再入国の対象に、緊急の場合のほか、公務・商用等を追加（9月18日） ●12月31日まで留学生（事前の入国許可取得済みを含む）の入国を原則禁止（10月4日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●上限250名等、一定の条件下での会議、セミナー等の開催を許可（6月17日） ●国民の雇用確保のため年末まで新規の外国人労働者の受け入れを凍結（6月22日） ●7月1日からスパ、マッサージ等の営業を再開（6月26日） ●7月15日からカラオケ、屋内遊園地など娯楽施設の営業を再開（7月10日） ●8月1日から公共交通機関に加え混雑した公共の場所でのマスク着用を義務化（7月29日） ●11月9日から全国の小・中・高校等を閉鎖（11月8日） ●三段階に分けて全国で実施している活動制限令について、対象地域を見直した上で、感染防止措置を継続（11月20日）
<p>ミャンマー</p> <p>・感染者： 89,486名</p> <p>・死亡者： 1,918名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●14日以内に中国（湖北省）、韓国（大邱市、慶尚北道）に滞在した外国人の入国禁止（3月15日） ●隣接する国との国境を封鎖（3月19日） ●9月8日から日本との間で長期滞在者の往來を再開（9月1日） ●12月15日まで全てのビザ（外交、国連機関等除く）の発給停止を延長（11月29日） ●12月15日まで入国する全ての者に対する21日間*の隔離措置を延長（11月29日） ※外国人：航空機搭乗前の7日間（自宅隔離）、入国後に7日間（施設隔離）に続き、7日間（自宅隔離） 国民：入国後に施設隔離14日間、自宅隔離7日間 ●12月30日まで、国際線の民間旅客機の着陸禁止を延長（11月30日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●8月16日から職場や許可を受けたレストラン等での30人未満の集会を許可（8月13日） ●8月27日から、7月に再開された全国の高校を再度閉鎖（小学校、中学校は閉鎖を継続）（8月26日） ●9月2日から首都ネーピードーへの入域規制を強化（9月1日） ●9月26日から、ヤンゴン地域で実施している自宅待機等の行動制限をマンダレー等主要地方都市に拡大（9月25日） ●外出時のマスク着用を義務化。違反者には罰則が科される（10月5日） ●ヤンゴン地域で感染予防措置が取られた建設工事現場、縫製工場・中小企業の営業等を再開（10月13日） ●11月21日から12月5日まで、国民に対して外出自粛を要請（11月19日）
<p>ラオス</p> <p>・感染者： 39名</p> <p>・死亡者： 0名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人の入国に係る手続き等（事前の入国許可、陰性証明書の提示、入国後14日間の隔離等）を発表（7月31日） ●ベトナムと中国との間で、外交官や技術者等の二国間往來にかかる新方針の協議を開始（8月7日） ●9月8日から日本との間で長期滞在者の往來を再開（9月1日） ●市中感染がない国からの渡航者が入国時検査で陰性の場合、隔離場所として指定施設以外に自宅・ホテル等も許可（10月14日） ●12月31日まで、国境閉鎖とビザ発給一時停止を延長（10月31日） ●12月31日まで、緊急の必要がある一部の外国人（外交官、国際機関職員等）の入国許可を延長（10月31日） ●10月1日導入の緩和措置（市中感染がない国からの団体旅行客の受入れ再開、感染の流行していない国との間のチャーター便運行再開）を12月31日まで延長（10月31日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●政府は19名の全感染者が回復し、59日間新規感染者が発生していないことから、勝利宣言を発表（6月11日） ●飲食店の営業時間を23時まで制限（8月31日） ●12月31日まで、通常出勤・国内移動許可、営業許可の対象拡大（工場、映画館、ナイトマーケット等）、学校の再開等の緩和措置を延長（10月31日） ●12月31日まで、一定条件下での、スポーツ競技（有観客）・伝統行事・集会・結婚式の開催、カジノの再開等の許可を延長（10月31日） ●娯楽施設（カラオケ、バー等）の営業を再開（10月31日）
<p>インド</p> <p>・感染者： 9,392,919名</p> <p>・死亡者： 137,139名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●隣接する国との国境を封鎖（3月16日） ●6月1日からチャーター便利用でのビジネス目的による入国を許可（6月1日） ●米、独、仏等との間で実施している航空便運行の規制緩和に、日本を含む複数の国を追加（9月19日） ●10月22日からEビザ、観光ビザ、医療ビザを除く全てのビザの効力を復活（10月22日） ●11月5日から陰性証明書（3日以内）を提示した渡航者に対して、入国後の14日間の隔離を免除（11月5日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●ムンバイ市等では、公共の場でのマスク着用を義務化。違反者には罰則が科される（4月8日） ●10月1日から規制緩和第五段階を開始し、10月15日からの学校、映画館、展示会等の再開及び200人までの集会許可等を発表（9月30日） ●11月10日から博物館、美術館等を再開（11月5日）
<p>スリランカ</p> <p>・感染者： 23,484名</p> <p>・死亡者： 116名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●到着ビザの発給を停止（3月11日） ●14日以内に伊、韓国、イラン、墺、デンマーク、仏、独、蘭、スウェーデン、西、スイス、バーレーン、カタール、英、ベルギー、ノルウェーへの滞在歴がある渡航者は指定施設で14日間隔離（3月17日） ●感染が収まるまで、旅客船での入国を禁止（3月22日） ●8月1日から、政府のガイドラインの下での観光客受入れを再開（6月5日） ●スリランカ発着便の全乗客に、陰性証明書（3日以内）の提示を義務化（10月15日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●公共の場でのフェイスマスク着用、1m以上の距離の確保、移動制限等の感染拡大防止策を実施。違反者には罰則が科される（10月15日） ●11月30日から、コロombo等の一部地域が指定されている「隔離地域」の対象地域を見直した上で、継続する旨発表（11月29日）

10月30日、日本政府は、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナムを含む9か国・地域について、感染症危険情報をレベル3（渡航は止めてください。（渡航中止勧告））からレベル2（不要不急の渡航は止めてください。）に引き下げた。
これら9か国・地域からの入国者は、入国時PCR等検査の実施対象外となる一方、検疫所長の指定する場所（自宅、ホテル等）での14日間の待機や、国内において公共交通機関を使用しない移動は、引き続き要請される。